

第2章

生物多様性の保全及び持続可能な利用
～豊かな自然共生社会の実現に向けて～

第2章では、我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組について記述します。はじめに、生物多様性の現状として、愛知目標の進捗状況について紹介し、国立公園や、野生生物を取り巻く現状について記述します。続いて、「生物多様性国家戦略2012-2020」（2012年閣議決定、以下「国家戦略」という。）の5つの基本戦略に沿って、それぞれに関連する取組を報告します。また、東日本大震災からの復興・再生に向けた自然共生社会づくりの取組について記述します。

第1節 生物多様性の現状と対策

1 我が国の愛知目標の達成に向けた進捗状況

愛知目標の達成に向け、我が国では国家戦略を策定し必要な取組を行っています。2016年11月には、これまでの進捗状況を踏まえて一層強化する取組と国立公園のブランド化、農林水産分野に関する生物多様性保全に資する活動、自然生態系の有する防災・減災機能等の活用やグリーンインフラなどの新たな取組をまとめた「生物多様性国家戦略2012-2020の達成に向けて加速する施策」を公表しました。

2 国立公園を取り巻く状況

(1) 国立公園の新規指定・拡充

自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき、我が国の優れた自然の風景地は国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に指定されています。このうち、国立公園及び国定公園について、新たな国立・国定公園指定の検討と既存の公園地域の再評価を柱とする「国立・国定公園の総点検事業」を実施し、今後新規指定・大規模拡張を行う18の候補地を2010年10月に公表しました。これを踏まえ、2012年3月に霧島錦江湾国立公園の再編成を行うなど取組を進めており、2016年度には、4月に西表石垣国立公園の大規模拡張、9月にやんばる国立公園の新規指定、2017年3月に奄美群島国立公園の新規指定を行いました。これらによって、現在までに18の候補地のうち8つの国立・国定公園の新規指定や拡張を実施しており、今後も引き続き、残りの候補地における自然環境や利用状況の調査を行い、具体的な区域の指定の検討を進めていきます。

(2) 国立公園満喫プロジェクト等の推進

2016年3月に政府で取りまとめた新たな観光戦略である「明日の日本を支える観光ビジョン」において、外国人を日本に誘致するための方策のひとつとして「国立公園」が取り上げられたことを契機として、国立公園満喫プロジェクトをスタートしました。日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」とし、2015年に490万人であった訪日外国人の国立公園利用者を1,000万人にするという目標を掲げ、2016年7月には、有識者会議の意見や地域の熱意等を踏まえ、阿寒国

表2-1-1 国立公園満喫プロジェクトにおいて先行的、集中的に取組む国立公園と選定のポイント

国立公園名	選定のポイント
○阿蘇くじゅう	災害復興、カルデラと千年の草原
○阿寒	観光立国ショーケース、エコツーリズム全体構想
○十和田八幡平	震災復興、温泉文化
○日光	欧米人来訪の実績
○伊勢志摩	伝統文化、エコツーリズム全体構想
○大山隠岐	オーバーユースに対する先進的取組
○霧島錦江湾	多様な火山と「環霧島」の自治体連携
○慶良間諸島	地元ダイビング事業者によるサンゴ保全の取組 エコツーリズム全体構想

資料：環境省

立公園、十和田八幡平国立公園、日光国立公園、伊勢志摩国立公園、大山隠岐国立公園、阿蘇くじゅう国立公園、霧島錦江湾国立公園、慶良間諸島国立公園の8つの国立公園を選定し（表2-1-1）、訪日外国人を惹きつけるための取組を先行的、集中的に進めることとしました。本プロジェクトの推進に当たっては、単に利用者数を増やすことだけに注力するのではなく、「最大の魅力が自然そのもの」であり、その大前提の下で「高品質・高付加価値のインバウンド市場の創造」を図ることを念頭に置き、国立公園の本来の目的である「保護」と「利用」が地域において好循環を生み出すことができるよう十分に考慮しながら、取組を進めることが重要です。2016年12月には、この8つの国立公園において、そのような考え方の下、関係省庁や地方公共団体、観光関係者を始めとする企業、団体等、多様な地域の関係者からなる地域協議会における議論を踏まえ、今後の取組の方向性を示した「ステップアッププログラム2020」が取りまとめられました。本プログラムに基づき、ビジターセンターの再整備や歩道等の整備、上質な宿泊施設や滞在施設の誘致、ツアー・プログラムの開発、質の高いガイドの育成、ビジターセンターにおけるツアーデスクの設置等の新たなサービスの提供、利用者負担による公園管理の仕組みの導入、海外プロモーションの実施等に向けた検討を進めるとともに、順次取組に着手しています（表2-1-1）。

3 野生生物を取り巻く状況

(1) 鳥獣の管理の強化

近年、ニホンジカやイノシシ等の一部の鳥獣については、急速に生息数が増加するとともに生息域が拡大し、その結果、自然生態系や農林水産業等への被害が拡大・深刻化しています。

こうした状況を踏まえ、2013年に、環境省と農林水産省が共同で「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を取りまとめ、当面の捕獲目標として、ニホンジカ、イノシシの個体数を10年後（2023年度）までに半減させることを目指すこととしました。

このため、2015年5月に施行された鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）においては、都道府県が捕獲を行う指定管理鳥獣捕獲等事業や捕獲の担い手の育成・確保に向けた認定鳥獣捕獲等事業者制度の創設等、「鳥獣の管理」のための新たな措置が導入されました。

指定管理鳥獣捕獲等事業は、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が指定した指定管理鳥獣（ニホンジカ及びイノシシ）について、都道府県又は国の機関が捕獲等を行い、適正な管理を推進するものです。国は指定管理鳥獣の捕獲等の強化を図るため、都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業に対し、交付金により支援を行っており、2016年度においては、37道府県で当該事業が実施されました。

また、認定鳥獣捕獲等事業者制度は、鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事者の技能・知識が一定の基準に適合し、安全を確保して適切かつ効果的に鳥獣の捕獲等を実施できる事業者を都道府県が認定するものです。鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者及び事業管理責任者等に修了が義務付けられている安全管理講習及び技能知識講習並びに夜間銃猟を含む認定を受けるために必要な夜間銃猟安全管理講習を政府が実施したところであり、各都道府県において認定鳥獣捕獲等事業者の認定が進んでいます。

なお、狩猟者は、約53万人（1970年度）から約19.3万人（2014年度）まで減少し、さらに2014年度において60歳以上の狩猟者が全体の約3分の2を占めるなど高齢化が進んでいることから、捕獲等を行う鳥獣保護管理の担い手の育成が求められています。このため、政府において、狩猟免許の取得年齢の引き下げ、狩猟を紹介する「狩猟の魅力まるわかりフォーラム」の開催、鳥獣保護管理に係る専門的な人材を登録し紹介する事業等、様々な取組を行いました。

(2) 希少野生動植物種の保全

2017年3月に公表したレッドリスト2017では、絶滅危惧種として13分類群合計で3,634種が掲載されており、2012年度に公表した第4次レッドリストと比べると47種増加しています。その要因として、干潟

の貝類を初めて評価の対象に加えたなどの事情はありますが、我が国の野生生物は依然として厳しい状況に置かれていることが分かります。

これら絶滅危惧種の分布情報と植生自然度を分類群ごとに集計すると、両生類の69%、魚類の70%、昆虫類の78%、貝類の62%、維管束植物の57%は、里地里山等の二次的自然に生息・生育していることがわかります（図2-1-1）。

絶滅危惧種の減少要因は多岐にわたりますが、例えば、昆虫類については、開発や捕獲のほか、水質汚濁、外来種による捕食、管理放棄や遷移進行・植生変化が大きな減少要因となっています。また、淡水魚類についても、河川や湿原のほか、水田、水路、ため池等、人間活動によって維持されている二次的自然に依存しており、土地利用や人間活動の急激な変化等が、その生息環境を劣化・減少させた要因と考えられます（図2-1-2）。

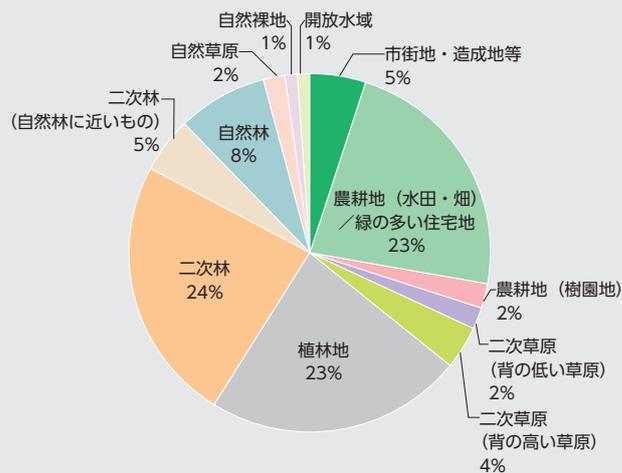
これらの特に里地里山等の二次的自然に生息・生育する種の保護については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種の指定に伴う規制が調査研究や環境教育等に支障を及ぼす場合があるなどの問題点も指摘されています。そのため、種によっては全ての捕獲等及び譲渡等を規制するような厳格な規制を適用せずに、生息・生育地の保全・維持管理や外来種の防除等の対策を進めることが、重要であると言えます。

また、野生動植物の生息・生育状況の悪化に伴い、生息域外保全が必要となる種の数が増加しています。生息域外保全を進めるに当たっては、トキやツシマヤマネコのように、行政だけではなく動物園、水族館、植物園、昆虫館等の多様な主体と緊密に連携していくことが必要不可欠となっています。しかしながら、これら動植物園等が行う生息域外保全の取組については、各動植物園等の自主努力に委ねられている部分が大きいため、継続的に実施することが困難となる場合があります。

さらに、国際的な希少野生動植物種については、種の保存法において国内流通を規制することにより、絶滅のおそれのある野生動物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）の国際取引規制の効果的な実施を補完する役割を果たしています。しかしながら、違法な流通事例等も確認されているため、流通管理の強化を図る必要があります。

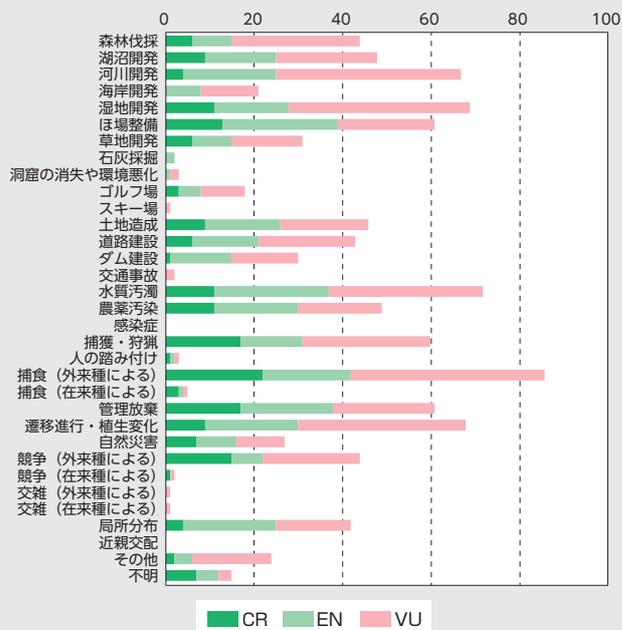
これらの状況を背景として、中央環境審議会等において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について検討を行い、2017年1月に答申を得ました。この答申に基づき、[1] 二次的自然に分布する種も積極的に保全対象とするため、商業目的での業者による大量捕獲等のみを抑制することができる種指定制度の創設、[2] 希少野生動植物種の飼育栽培に関し、適切な能力及び施設を有する動植物園等

図2-1-1 絶滅危惧種分布データの植生自然度区別記録割合（昆虫類）



資料：環境省

図2-1-2 絶滅危惧種の減少要因（昆虫類）



注1：横軸は種数。1種で複数の減少要因に該当する種がある
 注2：CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類
 資料：環境省

を認定する制度の創設、[3] 国際希少野生動植物種の流通管理の強化等の措置を講ずるため、種の保存法の一部を改正する法案を第193回国会に提出しました。

(3) 侵略的外来種への対応

我が国の生物多様性の損失に関する各種要因の中でも、外来種の侵入と定着による影響は非常に大きく、例えば、国内の絶滅危惧種のうち、爬虫類の7割以上、両生類の5割以上において、減少要因として外来種が挙げられています。また、国内に侵入・定着した侵略的な外来種が分布を拡大させるなど、外来種による影響は近年も増大傾向にあります。外来種の導入経路の一つであるペット等の輸入に関して、生きている動物の輸入量は、1990年代をピークに減少傾向にはありますが、これまで輸入されなかった種類の生物が新たに輸入されるなど、新たなリスクが存在しているといえます。

2016年、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づき、特にペット等としての輸入が想定される爬虫類、両生類、魚類、植物について特定外来生物の新規指定の検討を進め、10月から新たに24種類（1科、19種、4交雑種）の生物の輸入や飼養等を規制しました（表2-1-2）。特定外来生物は合計132種類（2科、15属、108種、7交雑種）となっており、2016年の指定は、2005年に外来生物法が施行された際の指定以降、約10年ぶりのまとまった指定となりました（図2-1-3）。

今回の指定は、2015年3月に環境省及び農林水産省で公表している「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（以下「生態系被害防止外来種リスト」という。）」の策定を受けたものです。生態系被害防止外来種リストには、外来生物法による規制のない種や、国内由来の外来種も含めた特に注意の必要な外来種429種類を掲載しており、これらの中から、生態系等への被害が我が国で顕在化する前の外来生物について、被害の未然防止の観点から重要視して選定しています。

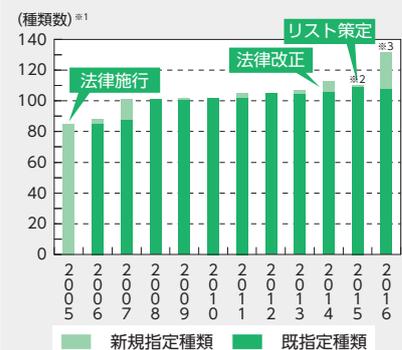
また、生態系被害防止外来種リストと同時期に公表した「外来種被害防止行動計画」では、外来種による被害を防止するための基本的な考え方や、外来種対策において各主体が果たすべき役割と行動指針を整理しており、今回指定された種についても、本計画を踏まえ、主にペット・観賞魚業界等を対象に普及啓発を行うとともに、指定後に国内で新たな侵入情報が確認された種については自治体と連携し定着状況の確認調査を実施しました。

表2-1-2 2016年に指定された特定外来生物

分類群	種名	種数 (種類数)
は虫類	ハナガメ (<i>Mauremys sinensis</i>) ハナガメとニホンイシガメ (<i>Mauremys japonica</i>) の交雑により生じた生物 ハナガメとミナミイシガメ (<i>Mauremys mutica</i>) の交雑により生じた生物 ハナガメとクサガメ (<i>Mauremys reevesii</i>) の交雑により生じた生物 スウィンホーキノボリトカゲ (<i>Japalura swinhonis</i>)	2種 3交雑種
両生類	ヘリグロヒキガエル (<i>Bufo melanostictus</i>) ジョンストンコヤサガエル (<i>Eleutherodactylus johnstonei</i>) オンシツガエル (<i>Eleutherodactylus planirostris</i>) アジアムグリガエル (<i>Kaloula pulchra</i>)	4種
魚類	オオタナゴ (<i>Acheilognathus macropterus</i>) コウライギギ (<i>Tachysurus fulvidraco</i>) ブラウンブルヘッド (<i>Ameiurus nebulosus</i>) フラットヘッドキャットフィッシュ (<i>Pylodictis olivaris</i>) ヨーロッパナマズ (<i>Silurus glanis</i>) カワカマス (パイク) 科の全種 カワカマス (パイク) 科に属する種間の交雑種 ガンブスピア・ホルブロオキ (<i>Gambusia holbrooki</i>) ラウンドゴビー (<i>Neogobius melanostomus</i>) ナイルパーチ (<i>Lates niloticus</i>) ホワイトパーチ (<i>Morone americana</i>) ラッフ (<i>Gymnocephalus cernua</i>)	1科 10種 1交雑種
植物	ツルヒヨドリ (<i>Mikania micrantha</i>) ※1 ナガエモウセンゴケ (<i>Drosera intermedia</i>) ※2 ピーチグラス (<i>Ammophila arenaria</i>) ※1	3種
	合計	1科 19種 4交雑種 (24種類)

※1：根のみであっても特定外来生物として規制
 ※2：根及び茎のみであっても特定外来生物として規制
 資料：環境省

図2-1-3 特定外来生物の種類数



※1：特定外来生物は、科、属、種、交雑種について指定しているため、種類数を単位とする
 ※2：既指定であったゴケグモ属4種については、新規に指定されたゴケグモ属全種（1種類）に包含された
 ※3：既指定であったノーザンパイク及びマスキーパイク2種については、新規に指定されたカワカマス科全種（1種類）に包含された
 資料：環境省

第2節 生物多様性を社会に浸透させる取組

1 生物多様性に関する広報の推進

毎年5月22日は国連が定めた「国際生物多様性の日」であり、2016年の国際生物多様性の日のテーマは「生物多様性の主流化：人々や暮らしの支え」でした。2016年度は、国際生物多様性の日を記念するとともに、森里川海の恵みを将来にわたって享受した安全で豊かな国づくりを目指し、2016年5月21日に、東京・青山の国連大学において「国際生物多様性の日シンポジウム 生物多様性の主流化—人々と暮らしを支える森里川海」を開催しました。そのほか、生物多様性の重要性を一般の方々に知っていただくとともに、生物多様性に配慮した事業活動や消費活動を促進するため、様々な活動とのタイアップによる広報活動、生物多様性に関するイベントの開催、全国各地で開催される環境関係の展示会への出展等を実施しました。次項で紹介する国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）の各種取組のほか、「みどりとふれあうフェスティバル」、「エコライフ・フェア」、「グリーンチャレンジデー」など、様々なイベントの開催・出展等を通じ、普及啓発を進めています。

2 多様な主体の連携の促進

(1) 国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）による取組

2011年から2020年までの10年間は、国連の定めた「国連生物多様性の10年」です。2010年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10。以下、締約国会議を「COP」という。なお、本章における締約国会議（COP）は、生物多様性条約締約国会議を指す。）において採択された「愛知目標」の達成に貢献するため、国際社会のあらゆるセクターが連携して生物多様性の問題に取り組む10年とされています。

我が国においては、あらゆるセクターの参画と連携を促進し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を推進するため、UNDB-Jは、生物多様性に関する理解や普及啓発に資する取組として、国民一人一人が自分の生活の中で生物多様性との関わりを捉えることができる5つのアクション「MY行動宣言」の呼び掛け、全国各地で行われている5つのアクションに取り組む団体・個人を表彰する「生物多様性アクション大賞」、子供向け推薦図書（「生物多様性の本箱」～みんなが生きものをつながる100冊～）の全国の図書館での展示の呼び掛け等の取組を行いました。また、国際自然保護連合日本委員会が行う「にじゅうまるプロジェクト」への登録を呼び掛けるとともに、優良事例についてはUNDB-Jが推奨する連携事業として認定（2017年3月時点で累計102件）し、広く紹介しています。また、各セクター間の意見・情報交換の場として、2016年10月に岐阜県岐阜市において全国ミーティングを開催するなど、あらゆるセクターの連携の強化とネットワークの拡大を進めています。

さらに、これらの活動状況を発表するオフィシャルウェブサイト（<http://undb.jp/>）やFacebook等のソーシャルネットワーキングサービス、ポータルサイト「生物多様性.com」（<http://tayousei.com/>）の開設を通じて、普及啓発を促進しています。

2016年10月には、愛知目標の達成期限である2020年に向けて、更なる取組の強化を行うため、UNDB-J及び各構成団体の目標と具体的な取組をまとめた「ロードマップ」を策定しました。また、12月にメキシコ・カンクンで開催された、COP13において、UNDB-Jの取組を国際社会へ広く発信しました。

(2) 地域主体の取組の支援

生物多様性基本法（平成20年法律第58号）において、都道府県及び市町村は生物多様性地域戦略の策定に努めることとされており、2016年12月末現在、39都道府県、71市町村等で策定されています（<http://>

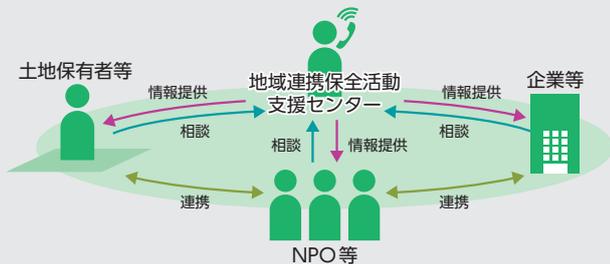
www.env.go.jp/nature/biodic/lbsap.html)。

生物多様性の保全や回復、持続可能な利用を進めるには、地域に根付いた現場での活動を自ら実施し、また住民や関係団体の活動を支援する地方公共団体の役割は極めて重要なため、「生物多様性自治体ネットワーク」が設立されており、2017年3月末現在、155自治体が参画しています。

地域の多様な主体による生物多様性の保全・再生活動を支援するため、「生物多様性保全推進支援事業」において、全国22か所の取組を支援しました。

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性地域連携促進法）（平成22年法律第72号）は、市町村やNPO、地域住民、企業など地域の多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することで、地域の生物多様性を保全することを目的とした法律です。同法に基づき、2017年3月末現在、13地域が地域連携保全活動計画を作成済みであり、12自治体が同法に基づく地域連携保全活動支援センターを設置しています（図2-2-1、表2-2-1）。

図2-2-1 地域連携保全活動支援センターの役割



資料：環境省

表2-2-1 地域連携保全活動支援センター設置状況

【2017年3月現在】

地方公共団体名	地域連携保全活動支援センターの名称
北海道	北海道生物多様性保全活動連携支援センター(HoBiCC)
青森県	青森県環境生活部自然保護課*
栃木県小山市	小山市企画財政部渡良瀬遊水地ラムサール推進室*
千葉県	千葉県生物多様性センター
長野県	長野県環境部自然保護課*
愛知県	愛知県環境部自然環境課*
愛知県名古屋市	なごや生物多様性センター
滋賀県	生物多様性保全活動支援センター (滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課)
大阪府堺市	ウェブサイト 「堺いきもの情報館 堺生物多様性センター」
奈良県橿原市	飛鳥・人と自然の共生センター
徳島県	とくしま生物多様性センター
愛媛県	愛媛県立衛生環境研究所生物多様性センター

*既存組織が支援センターの機能を担っている
資料：環境省

ナショナル・トラスト活動については、その一層の促進のため、引き続き税制優遇措置、普及啓発等を実施しました。

また、利用者からの入域料の徴収、寄付金による土地の取得等、民間資金を活用した地域における自然環境の保全と持続可能な利用を推進することを目的とし、2015年4月1日に施行された地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（地域自然資産法）（平成26年法律第85号）の運用を進めました。

3 生物多様性に配慮した事業者の取組の推進

愛知目標4「ビジネス界を含めたあらゆる関係者が、持続可能な生産・消費のための計画を実施する」を受け、生物多様性の保全及び持続可能な利用等、生物多様性条約の実施に関する民間の参画を促進するため、「生物多様性民間参画ガイドライン」や「生物多様性に関する民間参画に向けた日本の取組」の普及広報など様々な取組を行っています。

2016年度は、事業者の民間参画を促進するため、策定から7年を経過する「生物多様性民間参画ガイドライン」について、有識者や事業者等の意見を聴き、改訂に向けた検討を行いました。また、2016年5月に「生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた事業者団体向け手引き（案）」を公表しました。

さらに、経済界を中心とした自発的なプログラムとして設立された「生物多様性民間参画パートナーシップ」や「企業と生物多様性イニシアティブ (JBIB)」と連携・協力しました。

4 生物多様性に関する教育・学習・体験の充実

(1) 国立公園満喫プロジェクト等の推進

第1節2(2)を参照。

(2) 自然とのふれあい活動

みどりの月間(4月15日~5月14日)、自然に親しむ運動(7月21日~8月20日)、全国・自然歩道を歩こう月間(10月1日~10月31日)等を通じて、自然観察会など自然とふれあうための各種活動を実施しました。また、指定から80周年を迎えた十和田八幡平国立公園の十和田八甲田地域と60周年を迎えた八幡平地域、70周年を迎えた伊勢志摩国立公園において、記念式典等の行事を開催したほか、2016年より8月11日が山の日として国民の祝日となったことを記念し、中部山岳国立公園上高地(長野県松本市)において記念式典が開催されました。

また、国立・国定公園の利用の適正化のため、自然公園指導員及びパークボランティアの連絡調整会議等を実施し、利用者指導の充実を図りました。

さらに、サンゴ礁や干潟の生き物観察など、子供たちが国立公園等の優れた自然地域を知り、自然環境の大切さを学ぶ機会を提供しました。

国立公園を楽しむためのモデルコース等を紹介したウェブサイト「国立公園へ出かけよう！」(<http://www.env.go.jp/park/guide/index.html>)の情報追加・充実を行ったほか、国立公園の風景を楽しむことができるカレンダーの作成等を行いました。さらに、あらゆる人に国立公園を快適に利用していただくために、ビジターセンターにコミュニケーション支援ボードを設置したほか、ビジターセンターの職員等に対するユニバーサルマナー研修を実施しました。

このほか、自然界に存在し、人体に有用な影響を与えているとされている、40kHz以上の複雑に変化する超高周波成分を含む環境音(ハイパーソニック・サウンド)を自然の中楽しむ体験プログラムを実施し、生物多様性が人に与える新たな魅力として、ホームページ等での普及を行いました。

国有林野においては、森林教室、体験セミナー等を通じて、森林・林業への理解を深めるための「森林ふれあい推進事業」等を実施しました。また、学校等による体験・学習活動の場である「遊々の森」や、国民による自主的な森林づくりの活動の場である「ふれあいの森」の設定・活用を推進しました。

国営公園においては、ボランティア等による自然ガイドツアー等の開催、プロジェクト・ワイルド等を活用した指導者の育成等、多様な環境教育プログラムを提供しました。

(3) エコツーリズム

エコツーリズム推進法(平成19年法律第105号)に基づき、エコツーリズムに取り組む地域への支援、全体構想の認定・周知、技術的助言、情報の収集、普及啓発、広報活動等を総合的に実施しました。同法に基づくエコツーリズム全体構想については、2016年11月に北海道弟子屈町、2017年2月に富山県上市町、愛媛県西条市・久万高原町、宮崎県串間市、鹿児島県奄美市ほか11町村を新たに認定し、全国で合計12件となりました。また、全国のエコツーリズムに関連する活動の向上や関係者の連帯感の醸成を図ることを目的として、第12回エコツーリズム大賞により取組の優れた団体への表彰を実施し、谷川岳エコツーリズム推進協議会が大賞を受賞しました。

また、エコツーリズムに取り組む地域への支援として、10の地域協議会に対して交付金を交付し、魅力あるプログラムの開発、ルール作り、推進体制の構築等を支援するとともに、有識者をアドバイザーとして地域に派遣したほか、地域におけるガイドやコーディネーター等の人材育成事業等を実施しました。

さらに、エコツーリズムの推進・普及を図るため、全体構想認定地域や関係省庁等エコツーリズムに取り組む地域や関係者が、自主財源の確保やガイド等担い手の育成等をテーマとする意見交換を行い、課題や解決方法等を共有しました。加えて、外国人も惹きつける魅力あるエコツアープログラムを開発するため、日韓両国のエコツーリズムの法制度の比較やエコツアーに関するニーズ調査等を実施しました。

(4) 自然とのふれあいの場の提供

ア 国立・国定公園等における取組

国立公園の保護及び利用上重要な公園事業を環境省の直轄事業とし、国立公園バリューアップ事業による自然資源を活用した観光の促進と地域の活性化の推進、集団施設地区等における景観再生、多くの利用者が訪れる地区及びフィールドにおける人と自然の共生を目指した整備、関係省庁共同でシカ等による影響を受けた自然生態系を維持回復させるための施設整備、ユニバーサルデザインの導入等を重点的に進めました。国立・国定公園及び長距離自然歩道等については、44都道府県に自然環境整備交付金を交付し、その整備を支援しました。長距離自然歩道の計画総延長は約2万7,000kmに及んでおり、2014年には約7,250万人が長距離自然歩道を利用しました。

イ 森林における取組

保健保安林等を対象として防災機能、環境保全機能等の高度発揮を図るための整備を実施するとともに、国民が自然に親しめる森林環境の整備に対し助成しました。また、森林環境教育、林業体験学習の場となる森林・施設の整備等を推進しました。さらに、森林総合利用施設等において、年齢や障害の有無にかかわらず多様な利用方法の選択肢を提供するユニバーサルデザイン手法の普及を図りました。国有林野においては、自然休養林等のレクリエーションの森において、民間活力をいかしつつ利用者のニーズに対応した森林及び施設の整備等を行いました。加えて、国有林野を活用した森林環境教育の一層の推進を図るため、農山漁村における体験活動とも連携し、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成を実施しました。

(5) 都市と農山漁村の交流

子供の農山漁村宿泊体験活動を一層推進し、子供の豊かな心を育むとともに、自然の恩恵等を理解する機会の促進を図りました。

地域資源を活用した交流拠点の整備、都市と農村の多様な主体が参加した取組等を総合的に推進し、グリーン・ツーリズム等の普及を進め、農山漁村地域の豊かな自然とのふれあい等を通じて自然環境に対する理解の増進を図りました。

(6) 温泉の保護及び安全・適正利用

温泉の保護、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉の適正な利用を図ることを目的とした温泉法（昭和23年法律第125号）に基づき、温泉の掘削・採取、浴用又は飲用利用等を行う場合には、都道府県知事や保健所設置市長等の許可等を受ける必要があります。2015年度には、温泉掘削許可243件、増掘許可17件、動力装置許可160件、採取許可80件、濃度確認203件、浴用又は飲用許可1,496件が行われました。

また、環境大臣が、温泉の公共的利用増進のため、温泉法に基づき地域を指定する国民保養温泉地については、2016年5月に二岐・岩瀬湯本・天栄温泉（福島県岩瀬郡天栄村）及び五頭温泉郷（新潟県阿賀野市）を新たに指定し、2017年3月末現在、94か所を指定しています。

さらに、2016年5月に、第1回全国温泉地サミットを開催するなど、我が国の豊かな自然と温泉資源を活用した国民の健康増進や飛躍的に増加している訪日観光客の温泉地への誘導等による地域活性化を目指した施策を行いました。

5 生物多様性が有する経済的価値の評価の推進

「生態系と生物多様性の経済学（TEEB）」では、生態系や生物多様性の価値を様々な主体の意思決定に反映させていくためには、その価値を経済的に評価し「見える化」していくことが有効な手段の一つであるという考え方が示されています。こうした考え方を踏まえ、我が国でも愛知目標の達成や、世界銀行が進める「生態系価値評価パートナーシップ（WAVES）」への貢献を視野に、生物多様性の経済的価値の評価に関する情報収集や政策研究を実施しました。

また、企業による生物多様性保全活動を対象に、生態系や生物多様性の経済的価値の評価を試行しました。

6 生物多様性に配慮した消費行動への転換

事業者による取組を促進するためには、消費者の行動を生物多様性に配慮したものに転換していくことも重要です。そのための仕組みとして、生物多様性の保全にも配慮した持続可能な生物資源の管理と、それに基づく商品等の流通を促進するための民間主導の認証制度があります。こうした社会経済的な取組を奨励し、多くの人々が生物多様性の保全と持続可能な利用に関わることのできる仕組みを拡大していくことが重要です。

このため、環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度のほか、生物多様性に配慮した持続可能な調達基準を策定する事業者の情報等について環境省のウェブサイト等で情報提供しています。また、木材・木材製品については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）により、政府調達の対象とするものは合法性、持続可能性が証明されたものとされており、政府調達の対象となる製品の合法性、持続可能性は各事業者において自主的に証明し、説明責任を果たすこととしています。国は、木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項や証明方法を「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」として公表しており、合法証明の信頼性・透明性の向上や合法証明された製品の消費者への普及を図っています。

第3節 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する取組

1 里地里山及び里海の保全活用に向けた取組の推進

里地里山は、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原等を構成要素としており、人為による適度なく乱によって特有の環境が形成・維持され、固有種を含む多くの野生生物を育む地域となっています。

このような里地里山の環境は、これまで農林業や生活の場として利用することにより維持されてきましたが、エネルギー革命や営農形態の変化等に伴う森林や農地の利用の低下に加え、人口減少や高齢化の進行により里地里山における人間活動が縮小してきており、生物の生息・生育環境の悪化や衰退が進んでいます。こうした背景を踏まえ、都市住民等のボランティア活動への参加を促進するため、環境省ウェブサイト等により活動場所や専門家の紹介等を行うとともに、地域や活動団体の参考となる里地里山の特徴的な取組事例を情報発信し、他の地域への取組の波及を図りました。

さらに、2015年に全国で500か所選定し、環境省ウェブサイト（<http://www.env.go.jp/nature/satoyama/jyuuyousatoyama.html>）で公表した「生物多様性保全上重要な里地里山」について、2016

年にはパンフレットを作成し、幅広い情報発信を行いました。

特別緑地保全地区等に含まれる里地里山については、土地所有者と地方公共団体等との管理協定の締結による持続的な管理や市民への公開等の取組を推進しました。

棚田や里山といった地域における人々と自然との関わりの中で形成されてきた文化的景観の保存活用のために行う調査、保存計画策定、整備、普及・啓発事業を補助する文化的景観保護推進事業を実施しました。

里海に係る取組は、第4章第4節3(3)オを参照。

2 野生鳥獣の保護及び管理の推進

(1) 鳥獣の管理の強化

第1節3(1)を参照。

(2) 科学的・計画的な保護及び管理

長期的ビジョンに立った鳥獣の科学的・計画的な保護及び管理を促し、都道府県における鳥獣保護管理行政の基本的な事項を定めた、鳥獣保護管理法に基づく「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)の改定を行い、2016年10月に第12次基本指針として策定しました。2017年4月を始期とする第12次基本指針では、鳥獣の管理の強化に伴う懸念への対応、捕獲情報等を収集する体制整備等の項目が新たに追加されました。

具体的には、全国的に指定管理鳥獣の管理が強化される中で、鉛製銃弾の使用に伴う鳥類の鉛中毒症例の増加等が懸念されるため、現状を科学的に把握するための効果的なモニタリング体制を構築することとしました。また、わなの使用に伴う錯誤捕獲の増加も懸念され、特に、指定管理鳥獣捕獲等事業においては、錯誤捕獲の情報を可能な限り収集し、その対策に活用することとしました。なお、鳥獣の保護及び管理は不確実性を有する自然を対象に取り扱うものであり、科学的かつ計画的な目標の設定を行いながら、順応的に見直していく必要があることから、国土全体の鳥獣の保護及び管理の状況を把握するため、最低限収集すべき情報の全国的な規格化を進め、捕獲される全ての鳥獣種の捕獲情報を収集する情報システムの整備を図ることとしています。

都道府県における第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成促進や鳥獣の保護及び管理のより効果的な実施を図るため、特定鳥獣4種(イノシシ、クマ類、ニホンザル、カワウ)の保護及び管理に関する検討会のほか、都道府県職員等を対象とした研修会を開催しました。2010年に作成した「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン」のクマ類編について、その後の状況の変化等を踏まえた改訂版を作成しました。

さらに、都道府県による科学的・計画的な鳥獣の管理を支援するため、統計手法を用いて、ニホンジカ、イノシシの個体数推定及び将来予測を実施しました。

カワウの広域的な保護管理のため、東北、関東、中部近畿、中国四国、九州の各地域において、広域協議会又は連絡会を開催し、関係者間の情報の共有等を行いました。また、関東山地におけるニホンジカ広域協議会では、実施計画(中期・年次)に基づき、関係機関の連携の下、各種対策を推進しました。

渡り鳥の生息状況等に関する調査として、鳥類観測ステーション等における鳥類標識調査、ガンカモ類の生息調査等を実施しました。また、出水平野(鹿児島県)に集中的に飛来するナベヅル、マナヅル等の保護対策として、生息環境の保全、整備を実施するとともに、新たな越冬地の形成等を図るための事業を実施しました。

悪化した鳥獣の生息環境や生息地の保護及び整備を図るため、8箇所の国指定鳥獣保護区において保全事業を実施しました。

野生生物保護についての普及啓発を推進するため、愛鳥週間(毎年5月10日から5月16日)行事の一環として神奈川県において第70回愛鳥週間「全国野鳥保護のつどい」を開催したほか、第51回目となる小・

中学校及び高等学校等を対象として野生生物保護の実践活動を発表する「全国野生生物保護実績発表大会」等を開催しました。

(3) 鳥獣被害対策

侵入防止柵の設置、捕獲活動や追払い等の地域ぐるみの被害防止活動、捕獲鳥獣の食肉（ジビエ）利用の取組等の対策を進めるとともに、鳥獣との共存にも配慮した多様で健全な森林の整備・保全等を実施しました。

また、シカによる森林被害が深刻な地域において、広域的な捕獲のモデル的な実施等に対して支援しました。

そのほか、トドによる漁業被害防止対策として、出現状況等の調査や実証試験等を行いました。

(4) 鳥インフルエンザ等感染症対策

2004年以降、野鳥及び家きんにおいて、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されていることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、渡り鳥等を対象として、全国でウイルス保有状況調査を実施し、その結果を公表しました。特に2016年11月から、野鳥及び家きんにおいて、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）が全国的に確認されたことから、関係機関と連携の上、野鳥監視重点区域の指定、野鳥緊急調査チームの派遣等の監視の強化を行ったほか、野鳥の死亡が続発したことから2016年12月に専門家グループ緊急会合を開催し、その検討結果を踏まえて、新たな発生地域の個体を優先的に検査するためのウイルス検査の効率化や、感染を防止する観点から野鳥の給餌のあり方を見直すことの周知徹底について、各都道府県に通知しました。また、人工衛星を使った渡り鳥の飛来経路に関する調査や国指定鳥獣保護区等への渡り鳥の飛来状況について環境省ウェブサイト等を通じた情報提供を行うなど、効率的かつ効果的に対策を実施しました。さらに、その他の野生鳥獣が関わる感染症について情報収集、発生時の対応の検討等を行いました。

3 生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進

国家戦略及び「農林水産省生物多様性戦略（平成24年2月改定）」に基づき、[1] 田園地域・里地里山の保全（環境保全型農業直接支払による生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する直接支援等）、[2] 森林の保全（適切な間伐等）、[3] 里海・海洋の保全（生態系全体の生産力の底上げを目指した漁場の整備等）など、農林水産分野における生物多様性の保全や持続可能な利用を推進しました。

また、企業等による生物多様性保全活動への支援等について取りまとめた農林漁業者及び企業等向け手引及びパンフレットを活用し、農林水産分野における生物多様性保全活動を推進しました。

(1) 農業

水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全のため、地域住民の理解・参画を得ながら、生物多様性保全の視点を取り入れた農業生産基盤の整備を推進しました。また、生態系の保全に配慮しながら生活環境の整備等を総合的に行う事業等に助成し、農業の有する多面的機能の発揮や魅力ある田園空間の形成を促進しました。さらに、農村地域の生物や生息環境の情報を調査・地理情報化し、生態系に配慮した水田や水路等の整備手法を構築するなど、生物多様性を確保するための取組を進めました。

生物多様性等の豊かな地域資源をいかし、農山漁村を教育、観光等の場として活用する集落ぐるみの取組を支援しました。

棚田における農業生産活動により生ずる国土の保全、水源のかん養等の多面的機能を持続的に発揮していくために、地域の創意と工夫をよりいかした「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」により、自然再生の視点に基づく環境創造型の整備を推進しました。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づき、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）の普及推進を図るとともに、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）に基づく有機農業の推進に関する基本的な方針の下で、栽培技術の体系化の取組等の支援、産地の販売企画力、生産技術力強化、販路拡大、施設の整備に関する支援を行いました。

(2) 森林・林業
第4節2を参照。

(3) 水産業
第4節5を参照。

4 絶滅のおそれのある野生生物種の保全

(1) レッドリストとレッドデータブック

レッドリストについては、2015年度以降、生息状況の悪化等によりカテゴリーの再検討が必要な種について、時期を定めず必要に応じて個別に見直しを行うこととしており、2017年3月には全分類群の一部の種についてカテゴリーを見直した「レッドリスト2017」を公表し、我が国の絶滅危惧種は3,634種となりました。なお、2012年度に公表した第4次レッドリスト掲載種の分布や生態、減少要因等を紹介した「レッドデータブック2014」を2014年度に取りまとめています。

また、既存のレッドリストでは評価対象としていなかった海洋生物（魚類、サンゴ類、甲殻類、軟体動物（頭足類）及びその他無脊椎動物の5分類群）について56種を絶滅危惧種として評価し、2017年3月に、最初の海洋生物のレッドリストとして公表しました。

このことから、環境省が選定した我が国の絶滅危惧種の総数は3,690種となりました。

(2) 希少野生動植物種の保存

2013年の改正（2014年6月1日施行）により、種の保存法に広告規制等が新しく追加されたことから、インターネット取引を含む希少野生動植物種の違法取引削減に向けた取組等を進めました。種の保存法に基づき、捕獲や譲渡し等を規制するべき種である国内希少野生動植物種として、哺乳類9種、鳥類37種、爬虫類7種、両生類11種、汽水・淡水魚類4種、昆虫類41種、陸産貝類17種、甲殻類4種、植物78種の208種を指定しています（2017年1月現在）。そのうち63種について50の保護増殖事業計画を策定し、生息地の整備や個体の繁殖等の保護増殖事業を行っています（図2-3-1）。また、同法に基づき指定している全国9か所の生息地等保護区において、保護区内の国内希少野生動植物種の生息・生育状況調査、巡視等を行いました。

図2-3-1 主な保護増殖事業の概要

アホウドリ（ミズナギドリ目 アホウドリ科）	アマミノクロウサギ（ウサギ目ウサギ科）
<ul style="list-style-type: none"> ■環境省レッドリスト 絶滅危惧Ⅱ類（VU） ■生息地 伊豆諸島鳥島、尖閣諸島 ■事業の概要 ○繁殖地の環境整備や新たな繁殖地の形成を実施 ○2008年から小笠原諸島鳥島へのヒナの移送事業を実施 ○2016年1月に事業実施後初めてヒナの誕生を確認 ○近年生息数は回復傾向で、2016年時点で4,500羽程度と推定 	
資料：環境省	<ul style="list-style-type: none"> ■環境省レッドリスト 絶滅危惧ⅠB類（EN） ■生育地 鹿児島県奄美大島及び徳之島 ■事業の概要 ○2000年から実施しているマングース防除事業の効果により、奄美大島の生息状況は近年回復傾向 ○そのほか、生息状況モニタリング調査、交通事故防止対策、ノネコ対策等を実施

ワシントン条約及び二国間渡り鳥条約等に基づき、国際的に協力して種の保存を図るべき707分類を、国際希少野生動植物種に指定しています。

絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖事業や調査研究、普及啓発を推進するための拠点となる野生生物保護センターを、2016年3月末現在、8か所で設置しています。

特にトキについては、野生下において40羽が無事巣立ち、5年連続となる野生下での繁殖成功となりました。そのうち6羽については、野生下で誕生したトキ同士のペアから42年ぶりとなるヒナの巣立ちでした。また、2016年3月に「2020年頃までに220羽のトキが佐渡島に定着する」ことを当面の目標とする「トキ野生復帰ロードマップ2020」を策定しました。2016年11月時点で、野生下において214羽の生存（うち130羽以上が1年以上生存している定着個体）が確認されました。なお、2015年に引き続き、2016年6月と9月に合計37羽を放鳥しました。

また、ライチョウについては、2015年から飼育・繁殖技術確立のための取組を開始しており、引き続き2016年6月に乗鞍岳で12個の卵を採取し、恩賜上野動物園、富山市ファミリーパーク及び大町山岳博物館で飼育を行っています。また、特に生息環境の悪化している南アルプスの北岳において、ヒナの生存率を高めるための緊急保護対策を実施しました。

チュウヒ、ミゾゴイについては、保護方策の調査、検討を行い、チュウヒ保護の進め方、ミゾゴイ保護の進め方として公表しました。また、ニホンウナギについては、有識者による検討会を開催し、生息地保全の考え方を2017年3月に公表しました。

絶滅のおそれのある猛禽類^{きん}については、採餌環境の創出のための間伐の実施等、効果的な森林の整備・保全を実施しました。

沖縄島周辺海域に生息するジュゴンについては、生息状況調査や地域住民への普及啓発を進めるとともに、全般的な保護方策を検討するため、地元関係者等との情報交換等を実施しました。

(3) 生息域外保全

トキ、ツシマヤマネコ、ヤンバルクイナ、ライチョウ等、絶滅の危険性が極めて高く、本来の生息域内における保全施策のみでは近い将来種を存続させることが困難となるおそれがある種について、飼育下繁殖を実施するなど生息域外保全の取組を進めています。

2014年に公益社団法人日本動物園水族館協会と環境省との間で締結した「生物多様性保全の推進に関する基本協定」に基づき、引き続き、ツシマヤマネコ及びライチョウの生息域外保全に取り組んでいます。個別の動物園ではなく協会全体として取り組んでもらうことで、動物園間のネットワークを活用した一つの大きな飼育個体群として捉えて計画的な飼育繁殖を推進することが可能となっています。

また、絶滅危惧植物についても、絶滅危惧種の約半数は維管束植物であるため、生息域外保全の取組を進める必要があります。2015年6月には、公益社団法人日本植物園協会との間でも、「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」を締結しており、絶滅危惧植物の生息域外保全や野生復帰等の取組について、一層の連携を図っています。さらに、新宿御苑においては、絶滅危惧植物の種子保存を実施しています。

5 外来種等への対応

(1) 外来種対策

外来種とは、人によって本来の生息・生育地からそれ以外の地域に持ち込まれた生き物のことです。そのような外来種の中には、我が国の在来の生き物を食べたり、すみかや食べ物を奪ったりして、生態系を脅かしている侵略的なものがあり、地域ごとに独自の生物相、生態系が形成されている我が国の生物多様性を保全する上で、大きな問題となっています。さらには食害等による農林水産業への被害、咬傷^{こうしょう}等の人の生命や身体への被害に加え、文化財の汚損、悪臭の発生、景観・構造物の汚損等、様々な被害が及ぶ事例が見られます。このような外来種の脅威に対応するため、外来生物法に基づき、我が国の生態系等に被害を及ぼすお

そのある132種類（2017年3月現在）の外来種を特定外来生物として指定し、輸入、飼養等を規制しています。

また、既に国内に侵入し生態系へ悪影響を及ぼしている外来種の防除や、近年国内に侵入した外来種の緊急的な防除を行っています。例えば、ペットとして導入されたものが遺棄されるなどにより全国に分布を拡げているアカミミガメや、長崎県対馬に定着し在来昆虫類等生態系への影響が懸念されているツマアカスズメバチ、奄美大島や沖縄島北部（やんばる地域）の希少動物を捕食するマングース、近年琵琶湖において急速に分布が拡大している水草のオオバナミズキンバイ等の外来種のほか、全国に分布するアライグマ、オオクチバスの防除や、アルゼンチンアリについての防除手法の検討を進めました。また、外来種被害予防三原則（「入れない」、「捨てない」、「拡げない」）について、多くの人が理解し、行動につなげられるよう、外来種問題に関するパネルやウェブサイト（<http://www.env.go.jp/nature/intro/>）等での普及啓発を実施しました。

生態系被害防止外来種リストの策定を受けて、ハナガメ等24種類を特定外来生物に指定しました（詳細は第1節3（3）を参照）。

(2) 遺伝子組換え生物への対応

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（以下「カルタヘナ議定書」という。）を締結するための国内制度として定められた遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）に基づき、2017年3月末現在、360件の遺伝子組換え生物の環境中での使用が承認されています。また、日本版バイオセーフティクリアリングハウス（<http://www.biodic.go.jp/bch/>）を通じて、法律の枠組みや承認された遺伝子組換え生物に関する情報提供を行ったほか、主要な三つの輸入港周辺の河川敷において遺伝子組換えナタネの生物多様性への影響監視調査等を行いました。

6 遺伝資源等の持続可能な利用の推進

(1) 遺伝資源の利用と保存

医薬品の開発や農作物の品種改良等、遺伝資源の価値は拡大する一方、世界的に見れば森林の減少や砂漠化の進行等により、多様な遺伝資源が減少・消失の危機に瀕^{ひん}しており、貴重な遺伝資源を収集・保存し、次世代に引き継ぐとともに、これを積極的に活用していくことが重要となっています。

農林水産分野では、農業生物資源ジーンバンク事業等により、関係機関が連携して、動植物、微生物、DNA、林木、水産生物等の国内外の遺伝資源の収集、保存、評価等を行っており、植物遺伝資源22万点を始め、世界有数のジーンバンクとして利用者への配布・情報提供を行いました。また、海外から研究者を受け入れ、遺伝資源の取引・運用制度に関する理解促進や保護と利用のための研修等支援を行いました。

さらに、国内の遺伝資源利用者が海外の遺伝資源を円滑に取得するために必要な情報の収集・提供や、相手国等との意見調整の支援を行うとともに、途上国に対して遺伝資源の取引・運用制度に関する理解促進を支援しました。

ライフサイエンス研究の基盤となる研究用動植物等の生物遺伝資源について、「ナショナルバイオリソースプロジェクト」により、大学・研究機関等において戦略的・体系的な収集・保存・提供等を行いました。また、「大学連携バイオバックアッププロジェクト」により、途絶えると二度と復元できない実験途上の貴重な生物遺伝資源を広域災害等から保護するための体制を強化し、受入れを行いました。

(2) 微生物資源の利用と保存

独立行政法人製品評価技術基盤機構を通じた資源保有国との生物多様性条約の精神にのっとり国際的取組の実施等により、資源保有国への技術移転、我が国の企業への海外の微生物資源の利用機会の提供等を行

いました。

我が国の微生物等に関する中核的な生物遺伝資源機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター（NBRC）において、生物遺伝資源の収集、保存等を行うとともに、これらの資源に関する情報（分類、塩基配列、遺伝子機能等に関する情報）を整備し、生物遺伝資源と併せて提供しました。

7 動物の愛護と適正な管理

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）に基づき、ペットショップ等の事業者に対する規制を行うとともに、動物の適正な飼養に関する幅広い普及啓発を展開することで、動物の愛護と適正な管理の推進を図ってきました。

動物愛護管理法に基づいて定める、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年環境省告示第140号）においては、2023年度までに都道府県等に引き取られる犬猫の数を、2004年度に比べ75%減となるおおむね10万頭を目指すとともに、引き取られた犬猫の殺処分率の更なる減少を図ることとしています。これらの施策の進捗については毎年点検を行っており、2015年度に飼育放棄等によって都道府県等に引き取られた犬猫の数は2004年度に比べ約67%減少し、返還・譲渡数は約80%増加しました。殺処分数は毎年減少傾向にあり、約8万頭（2004年度比約79%減）まで減少しました（図2-3-2）。

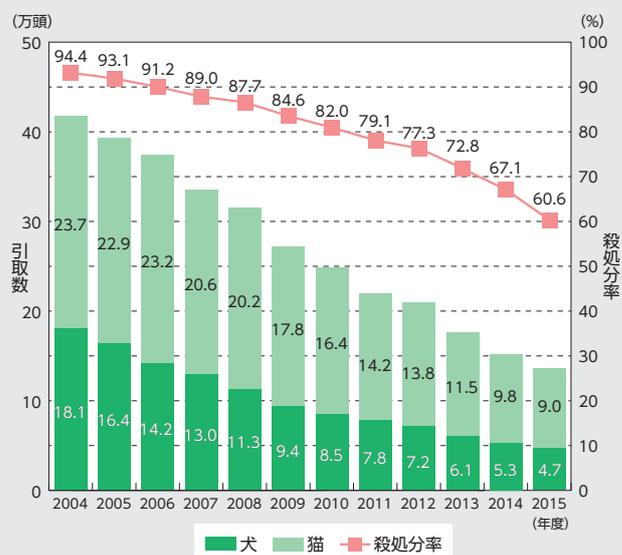
また、犬猫の殺処分をできる限り減らしていくため、2014年に発表した「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」のアクションプランに基づくモデル事業を、全国16の自治体において実施しました。

都道府県等が引き取った収容動物の譲渡及び返還を促進するため、都道府県等の収容・譲渡施設の整備に係る費用の補助を行いました。また、効果的な飼い主教育及び適正な譲渡に関する自治体の取組を推進することを目的に、自治体向けの適正飼養・譲渡講習会を実施するとともに、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）（平成20年法律第83号）について普及啓発を行いました。

広く国民に動物の虐待の防止や適正な取扱い等に関して正しい知識と理解を普及するため、関係行政機関、団体との協力の下、“譲渡でつながろう！命のバトン～新しい飼い主さんを探しています～”をテーマとして、上野恩賜公園等で動物愛護週間中央行事を開催したほか、多くの関係行政機関等において様々な行事が実施されました。

また、2016年4月に発生した熊本地震においては、自治体等と連携し、避難所におけるペットの受け入れや被災ペットの緊急的な一時預かり体制の整備について支援等を行いました。

図2-3-2 全国の犬猫の引取数の推移



注：2005年度以前の犬の引取数は、狂犬病予防法に基づく抑留を勘案した推計値
資料：環境省

第4節 森・里・川・海のつながりを確保する取組

1 生態系ネットワークの形成と保全・再生の推進

優れた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）の形成を推進するとともに、重要地域の保全や自然再生に取り組み、私たちの暮らしを支える森・里・川・海のつながりを確保することが重要です。

(1) 「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト

森里川海の恵みを将来にわたって享受し、安全で豊かな国づくりを行うため、環境省と有識者からなる「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトを立ち上げ、2015年度に全国約50か所で開催したリレーフォーラムにおける参加者の意見等を踏まえ、2016年9月には「森里川海をつなぎ、支えていくために（提言）」を公表しました（図2-4-1）。

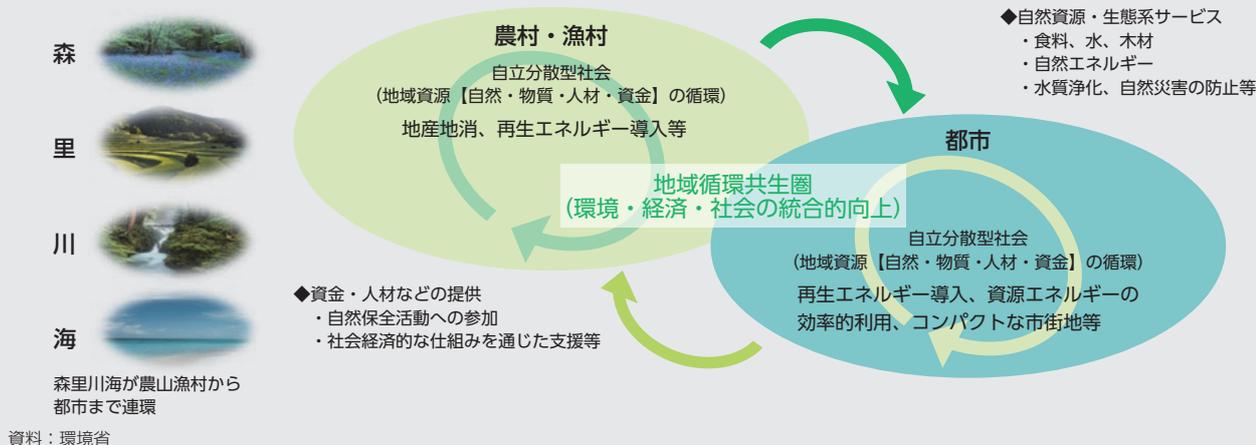
図2-4-1 森里川海をつなぎ、支えていくために（提言）と地域循環共生圏のイメージ

【目標】

- ① 森里川海を豊かに保ち、その恵みを引き出す
森里川海が本来持つ力を再生し、恵みを引き出すことのできる社会をつくる
- ② 一人一人が、森里川海の恵みを支える社会をつくる
私たちの暮らしは森里川海の恵みによって支えられているだけではなく、日々の暮らし方を変えることによって、私たちが森里川海を支えることができることを、一人一人が意識して暮らす社会への変革を図る

【目標を達成する上で踏まえるべき基本原則】

- 人口減少・高齢化社会が進むことを逆手にとる
→ 人口減少により生じた土地の余裕を活かした新たな暮らし方や、人手不足を前提とした効率的な取組を推進する
- 地方創生に貢献する
→ 自然資本の手入れ（管理）を推進することで雇用が生まれるとともに、地域のつながりが強まる
→ 一次産業の過程で生じるバイオマスや小水力などの再生可能エネルギーを地産地消することで地域の自立が促される
- 森里川海のある地域だけでなく、国全体で支える
→ 森里川海の恵みは、その地域だけに限定されないため、将来世代のためにもみんなで支える社会をつくる
- 縦割りを解消し、関係者間、地域間の一層の連携を図る
→ 森里川海をつなぐつながりを考え、取組をつなぎ、地域をつないでいく
- 目指す姿からバックキャスト・アプローチをとる
→ できるだけわかりやすく目指す姿を設定し、関係者の理解を得ながら複数の行政や地域と連携していく
- 別の目的のための取組にも配慮を促す
→ 災害対策や農林水産業の推進等の別の目的で行われてきた取組についても、森里川海を豊かに保ち、恵みを引き出すことを前提に行う



本提言の下、多様な資源がその地域の中で循環し、相互に支え合う「地域循環共生圏」の構築に向け、森里川海の保全・再生に取り組む10の実証地域を選定し、多様な主体によるプラットフォームづくり、自立のための経済的仕組みづくり、人材育成等に向けた地域の活動の支援を開始しました。

また、森里川海の恵みや自然体験の大切さを子どもや保護者等に伝える「森里川海大好き！読本（仮称）」

や、流域単位で河川の恵みを認識・共有する「ふるさと絵本」の作成検討を開始しました。さらに、「つなげよう、支えよう森里川海アンバサダー」による情報発信等を通して、国民一人ひとりが森里川海の恵みを支える社会に向けて、ライフスタイルを変革していくことの重要性について普及啓発しました(写真2-4-1)。

(2) 重要地域の保全
ア 自然環境保全地域

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく保護地域には、国が指定する原生自然環境保全地域と自然環境保全地域、都道府県が条例により指定する都道府県自然環境保全地域があります。これらの地域は、極力自然環境をそのまま維持しようとする地域であり、我が国の生物多様性の保全にとって重要な役割を担っています。

これらの自然環境保全地域等において、自然環境の現況把握や標識の整備等を実施し、適正な保全管理に努めています(表2-4-1)。

写真2-4-1 「つなげよう、支えよう森里川海」アンバサダー任命式の様子



資料：環境省

表2-4-1 数値で見る重要地域の状況

保護地域名等	地種区分等	年月	箇所数等
自然環境保全地域	原生自然環境保全地域の箇所数及び面積	2017年3月	5地域(5,631ha)
	自然環境保全地域の箇所数及び面積		10地域(2万2,542ha)
	都道府県自然環境保全地域の箇所数及び面積		546地域(7万7,414ha)
国立公園	箇所数、面積	2017年3月	34公園(218万9,804ha)
	特別地域の割合、面積(特別保護地区を除く)		60.0%(131万1,874ha)
	特別保護地区の割合、面積		13.1%(28万7,938ha)
	海域公園地区の地区数、面積		95地区(4万8,456ha)
国定公園	箇所数、指定面積	2017年3月	56公園(140万9,727ha)
	特別地域の割合、面積(特別保護地区を除く)		88.2%(124万2,580ha)
	特別保護地区の割合、面積		4.6%(6万5,021ha)
	海域公園地区の地区数、面積		29地区(7,945ha)
国指定鳥獣保護区	箇所数、指定面積	2017年3月	85か所(58万5,973ha)
	特別保護地区の箇所数、面積		70か所(16万343ha)
生息地等保護区	箇所数、指定面積	2017年3月	9か所(885ha)
	管理地区の箇所数、面積		9か所(385ha)
保安林	面積(実面積)	2016年3月	1,216万9,000ha
保護林	箇所数、面積	2015年4月	855か所(96万7,984ha)
文化財	名勝(自然的なもの)の指定数(特別名勝)	2017年3月	171(12)
	天然記念物の指定数(特別天然記念物)		1,024(75)
	重要文化的景観		51件

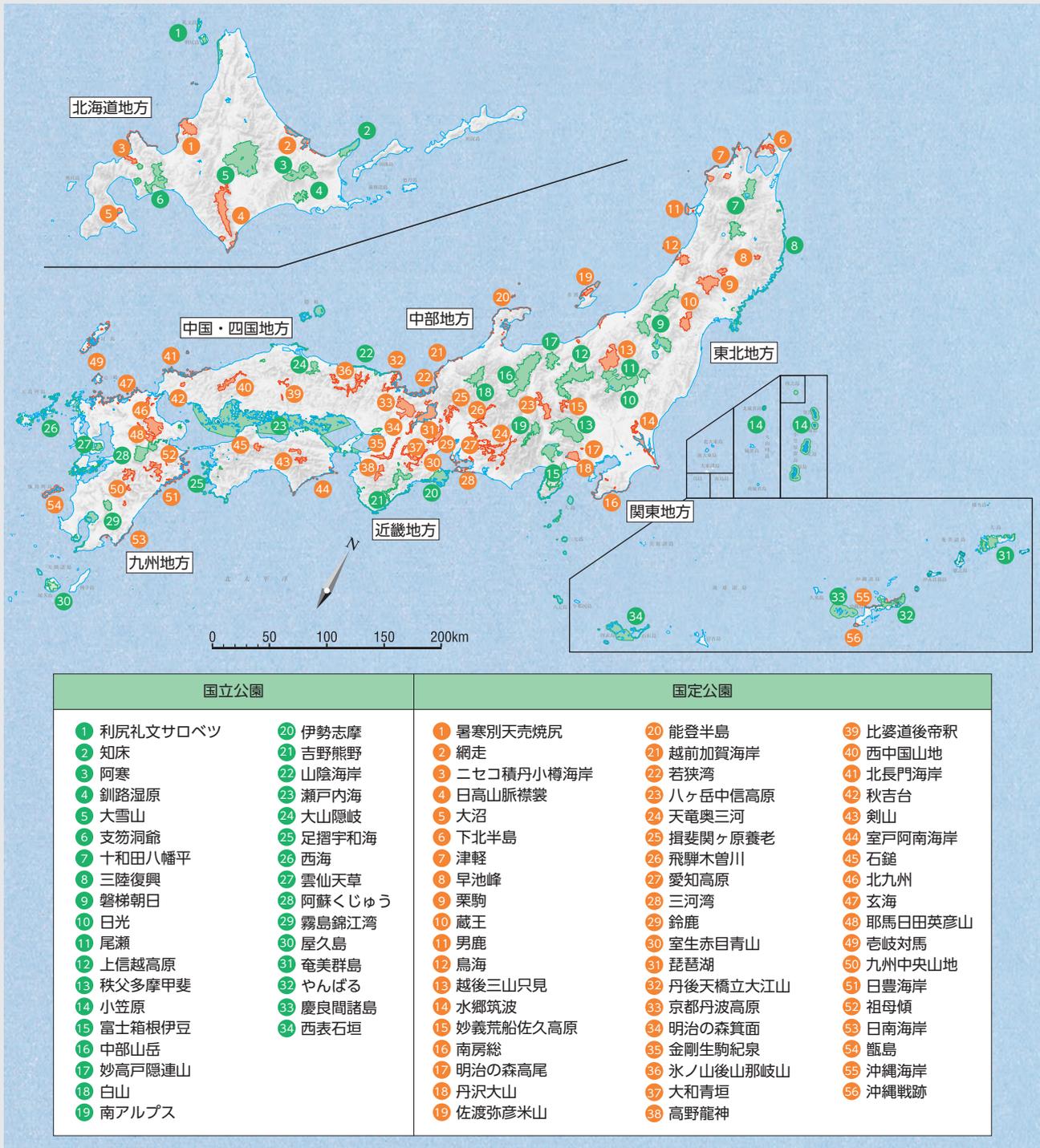
資料：環境省、農林水産省、文部科学省

イ 自然公園

(ア) 公園区域及び公園計画の見直し

自然公園法に基づいて指定される自然公園(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)は、国土の14.7%を占めており(図2-4-2)、国立・国定公園にあつては、適正な保護及び利用の増進を図るため、公園を取り巻く社会条件等の変化に応じ、公園区域及び公園計画の見直しを行っています。

図 2-4-2 国立公園及び国定公園の配置図



資料：環境省

2016年度は、西表石垣国立公園の拡張、やんばる国立公園及び奄美群島国立公園の指定、瀬戸内海国立公園（広島県地域及び山口県地域）、若狭湾国定公園（福井県地域）の公園計画の見直しを実施しました。西表石垣国立公園については、西表島のほぼ全域の国立公園化を始めとした国立公園区域の拡張を行いました。また、国内最大級の亜熱帯照葉樹林が広がり、様々な固有動植物及び希少動植物が生息・生育し、多様な生態系を有していることが評価され、やんばる国立公園及び奄美群島国立公園の新規指定を行いました。

(イ) 自然公園の管理の充実

生態系維持回復事業制度については、8つの国立公園において9つの生態系維持回復事業計画を策定して

おり、シカや外来種による生態系被害に対する総合的かつ順応的な対策を実施しました。また、外来種対策については、特に重点的対策を要する小笠原国立公園及び西表石垣国立公園において、重点的な防除事業及び生態系被害状況の調査を実施し、外来種の密度を減少させ本来の生態系の維持・回復を図る取組を推進しました。2015年に策定した国立・国定公園の特別地域において採取等を規制する植物（以下「指定植物」という。）の選定方針に基づき、各国立公園において順次、指定植物の見直しを進めており、既に見直しを完了した大山隠岐国立公園に続いて、2016年度は新たに7か所の国立公園で見直し作業を開始しました。

さらに、国立・国定公園内の植生や自然環境の復元等を目的とし、釧路湿原国立公園等において、植生復元施設や自然再生施設等の整備を推進しました。また、アクティブ・レンジャーを全国に配置し、現場管理の充実に努めました。

国立公園の管理運営については、地域の関係者との協働を推進するため、協働型管理運営の具体的な内容や手順についてまとめた「国立公園における協働型管理運営の推進のための手引書」を2015年3月に作成しました。また、2017年3月末現在、国立公園で5団体と国定公園で2団体が自然公園法に基づく公園管理団体に指定されています。

国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、自然や社会状況を熟知した地元住民等によって構成される民間事業者等を活用し、環境美化、オオハンゴンソウ等の外来種の駆除、景観対策としての展望地の再整備、登山道の補修等の作業を行いました。

(ウ) 自然公園における適正な利用の推進

自動車乗入れの増大により、植生への悪影響、快適・安全な公園利用の阻害等に対処するため、「国立公園内における自動車利用適正化要綱」に基づき、2016年度には、大雪山国立公園の高原温泉や中部山岳国立公園の上高地等の19国立公園において、自家用車に代わるバス運行等の対策を地域関係機関との協力の下、実施しました。

国立公園等の山岳地域において、山岳環境の保全及び利用者の安全確保等を図るため、山小屋事業者等が公衆トイレとしてのサービスを補完する環境配慮型トイレ等の整備を行う場合に、その経費の一部を補助しており、2016年度は中部山岳国立公園の山岳トイレの整備を支援しました。

ウ 鳥獣保護区

鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣の保護を図るため、国際的又は全国的な見地から特に重要な区域を国指定鳥獣保護区に指定しています（表2-4-1）。

エ 生息地等保護区

種の保存法に基づき、国内希少野生動植物種の生息・生育地として重要な地域を生息地等保護区に指定しています（表2-4-1）。

オ 名勝（自然的なもの）、天然記念物

文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき、日本の峡谷、海浜等の名勝地で観賞上価値の高いものを名勝（自然的なもの）に、動植物及び地質鉱物で学術上価値が高く我が国の自然を記念するものを天然記念物に指定しています（表2-4-1）。さらに、天然記念物の衰退に対処するため関係地方公共団体と連携して、特別天然記念物コウノトリの野生復帰事業等33件について再生事業を実施しました。

カ 保護林、保安林

我が国の森林のうち、優れた自然環境の保全を含む公益的機能の発揮のため特に必要な森林を保安林として計画的に指定し、適正な管理を行いました（表2-4-1）。また、国有林野のうち、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている「自然維持タイプ」の森林については、

これらの地区では、生態系調査や事業計画の作成、事業の実施、自然再生を通じた自然環境学習等を行いました。このほか、国立公園など生物多様性の保全上重要な地域と密接に関連する地域において都道府県が実施する生態系の保全・回復のための事業を支援するため、生物多様性保全回復施設整備交付金により、熊本県が行っている球磨川の生態系を回復する事業を支援しました。

2 森林の整備・保全

森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林整備事業による適切な造林や間伐等の施業を実施するとともに、立地条件に応じて、針広混交林化や複層林化等により、多様で健全な森林づくりを推進しました。また、自然環境の保全など森林の有する公益的機能の発揮及び森林の保全を確保するため、保安林制度・林地開発許可制度等の適正な運用を図るとともに、治山事業においては、豊かな環境づくりや周辺の生態系に配慮しつつ、荒廃山地の復旧整備、水土保持機能の低下した森林の整備等を計画的に推進しました。

なお、森林所有者や境界が不明で整備が進まない森林も見られることから、意欲ある者による施業の集約化の促進を図るため、所有者の特定や境界確認等に対する支援を行いました。さらに、所在不明の森林所有者がある共有林で伐採をできるようにするための裁定制度、森林所有者や林地の境界に関する情報を「林地台帳」として市町村が一元的にまとめる制度の創設を含む森林法（昭和26年法律第249号）等の改正案が2016年3月に閣議決定されました。

東日本大震災で被災した海岸防災林については、「今後における海岸防災林の再生について」等に基づき、被災箇所ごとに被災状況や地域の実情、更には地域の生態系保全の必要性等に応じ再生方法を決定するとともに、海岸防災林の有する津波に対する減災機能も考慮した復旧・再生を推進しました。

松くい虫等の病害虫や野生鳥獣による森林の被害対策の総合的な実施、林野火災予防対策を推進しました。

森林内での様々な体験活動等を通じて、森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深める森林環境教育や、市民やボランティア団体等による里山林の保全・利用活動等、森林の多様な利用及びこれらに対応した整備を推進しました。また、企業、森林ボランティア等、多様な主体による森林づくり活動への支援や緑化行事の推進により、国民参加の森林づくりを進めました。

森林資源のモニタリング調査を引き続き実施するとともに、時系列的なデータを用いた解析手法の開発を行いました。また、これらの調査結果については、モントリオール・プロセスでの報告等への活用を図りました。

国家戦略及び農林水産省生物多様性戦略に基づき、森林生態系の調査等、森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた施策を推進しました。国有林野においては、原生的な森林生態系において「保護林」や保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、生態系に配慮した施業やモニタリング調査等を実施することにより、より広範で効果的な森林生態系保全の取組を推進しました。

そのほか、国有林野において、育成複層林や天然生林へ導くための施業の推進、広葉樹林の積極的な造成等を図るなど、自然環境の維持・形成に配慮した多様な森林施業を推進しました。また、優れた自然環境を有する森林の保全・管理や国有林野を活用して民間団体等が行う自然再生活動を積極的に推進しました。さらに、野生鳥獣との棲み分け、共存を可能にする地域づくりに取り組むため、地域等と連携し、野生鳥獣の生息環境の整備と個体数管理等の総合的な対策を実施しました。

3 都市の緑地の保全・再生等

(1) 緑地、水辺の保全・再生・創出・管理

緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定を推進するとと

もに、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。また、「都市の生物多様性指標」に基づき、都市における生物多様性保全の取組みの進捗状況を地方公共団体が把握・評価し、将来の施策立案等に活用されるよう普及を図りました。

首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）に基づき指定された近郊緑地保全区域において、地方公共団体等による土地の買入れ等を推進しました。都市緑化に関しては、緑が不足している市街地等において、緑化地域制度や地区計画等緑化率条例制度等の活用により建築物の敷地内の空地や屋上等の民有地における緑化を推進するとともに、市民緑地契約や緑地協定の締結を推進しました。さらに、風致に富むまちづくり推進の観点から、風致地区の指定を推進しました。

緑化推進連絡会議を中心に、国土の緑化に関し、全国的な幅広い緑化推進運動の展開を図りました。また、都市緑化の推進として、「春季における都市緑化推進運動（4月～6月）」、「都市緑化月間（10月）」を中心に、普及啓発活動を実施しました。

都市における多様な生物の生息・生育地となるせせらぎ水路の整備や下水処理水の再利用等による水辺の保全・再生・創出を図りました。

(2) 都市公園等の整備

都市における緑とオープンスペースを確保し、水と緑が豊かで美しい都市生活空間等の形成を実現するため、都市公園の整備、緑地の保全、民有緑地の公開に必要な施設整備等を支援する「都市公園・緑地等事業」を実施しました。

(3) 国民公園及び戦没者墓苑

旧皇室苑地として広く一般に利用され親しまれている国民公園（皇居外苑、京都御苑、新宿御苑）及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑では、その環境を維持するため、施設の改修、園内の清掃、芝生・樹木の手入れ等を行いました。

4 河川・湿地等の保全・再生

(1) 河川の保全・再生

河川の保全等に当たっては、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等の保全・創出するための「多自然川づくり」をすべての川づくりにおいて推進しました。

また、多様な主体と連携して、河川を軸とした広域的な生態系ネットワークを形成するため、湿地等の保全・再生や魚道整備等の自然再生事業を推進しました。

さらに、災害復旧事業においても、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき、河川環境の保全・復元の目的を徹底しました。

また、河川やダム湖等における生物の生息・生育状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を実施し、結果を河川環境データベース（<http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/>）として公表しています。また、世界最大規模の実験河川を有する国立研究開発法人土木研究所自然共生研究センターにおいて、河川や湖沼の自然環境保全・復元のための研究を進めました。加えて、生態学的な観点より河川を理解し、川の在るべき姿を探るために、河川生態学術研究を進めました。

(2) 湿地の保全・再生

湿原や干潟等の湿地は、多様な動植物の生息・生育地等として重要な場です。しかし、これらの湿地は全国的に減少・劣化の傾向にあるため、その保全の強化と、既に失われてしまった湿地の再生・修復の手立て

を講じる必要があります。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（以下「ラムサール条約」という。）に関しては、2015年5月に新たに4つの湿地を条約に登録し、これにより国内のラムサール条約湿地は現在50か所となっています。また、2001年度に選定した「日本の重要湿地500」について、選定から10年以上を経た環境の変化を踏まえ、見直し作業を実施し、2016年4月に「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」を公表しました。そのほか、湿原、河川、湖沼、干潟、藻場、マングローブ林、サンゴ礁等について、湿地とその周辺における生物多様性上の配慮の必要性について普及啓発を進めました。

さらに、多様な主体と連携して、河川を軸とした広域的な生態系ネットワークを形成するため、湿地等の保全・再生や魚道整備等の自然再生事業を推進しました。

(3) 土砂災害対策における自然環境の保全・創出

山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境と景観を保全・創出するために、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図りました。また、生物の良好な生息・生育環境を有する溪流や里山等を保全・再生するため、NPO等と連携した山腹工等を実施しました。土砂災害防止施設の整備に当たり良好な自然環境の保全・創出に努めているところです。

5 沿岸・海洋域の保全・再生

(1) 沿岸・海洋域の保全

海洋基本計画、国家戦略及び海洋生物多様性保全戦略に基づいて、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」の抽出を行い、2016年4月に公表しました。

景観や生物多様性保全上重要な海域については、自然公園法に基づく海域公園地区に指定するなど海域の保護を図りました。

有明海・八代海における海域環境調査、東京湾等における水質等のモニタリング、海洋短波レーダを活用した流況調査、水産資源に関する調査等を行いました。

サンゴ礁生態系保全行動計画を改訂し、2016年3月に「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」を策定しました。これに基づき、重点課題に対応するモデル事業の実施など保全の取組を推進しました。

(2) 水産資源の保護管理

漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）に基づく採捕制限等の規制や、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）に基づく海洋生物資源の採捕量の管理及び漁獲努力量に着目した管理を行ったほか、[1]「資源回復計画」の推進、[2] 外来魚の駆除、環境・生態系と調和した増殖・管理手法の開発、魚道や産卵場の造成等、[3] ミンククジラ等の生態、資源量、回遊等の実態把握及び資源回復手法の解明に資する調査、[4] ヒメウミガメ、シロナガスクジラ及びジュゴン等の原則採捕禁止等、[5] サメ類の保存・管理及び海鳥の偶発的捕獲の対策に関する行動計画の実施促進等、[6] 混獲防止技術の開発等を実施しました。

海洋生物の生理機能を解明して革新的な生産につなげる研究開発と生物資源の正確な資源量の変動予測を目的に生態系を総合的に解明する研究開発を実施するとともに、国立研究開発法人科学技術振興機構の戦略的創造研究推進事業として海洋生物の観測・モニタリング技術の研究開発を推進しました。

(3) 海岸環境の整備

海岸保全施設の整備においては、海岸法（昭和31年法律第101号）の目的である防護・環境・利用の調和に配慮した整備を実施しました。

(4) 港湾及び漁港・漁場における環境の整備

みなとの良好な自然環境を活用し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、地方公共団体やNPO等による自然体験・環境教育プログラム等の開催の場ともなる緑地・干潟等の整備を推進するとともに、海洋環境整備船による漂流ごみ・油の回収を行いました。また、2013年に策定した「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」に基づき、これまでの取組の中間評価を行うとともに、放置艇の解消を目指した船舶等の放置等禁止区域の指定と係留・保管施設の整備を推進しました。更には、海辺の自然環境をいかした自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」等の取組を推進しました。

漁港・漁場では、水産資源の持続的な利用と豊かな自然環境の創造を図るため、漁場の環境改善を図るための堆積物の除去等の整備を行う水域環境保全対策を実施したほか、水産動植物の生息・繁殖に配慮した構造を有する護岸等の整備を総合的に行う「自然調和・活用型漁港漁場づくり推進事業」を実施しました。また、藻場・干潟の保全・創造等を推進したほか、漁場環境を保全するための森林整備に取り組みました。さらに、サンゴの有性生殖による種苗生産を中心としたサンゴ増殖技術の開発に取り組みました。

(5) 海洋汚染への対策

第4章第7節を参照。

第5節 地球規模の視野を持って行動する取組

1 愛知目標の達成に向けた国際的取組への貢献

(1) 生物多様性条約

2014年10月に韓国・ピョンチャンにおいて開催されたCOP12で決定された「生物多様性戦略計画2011-2020」及び愛知目標の中間評価結果等も踏まえつつ、引き続き関係省庁間で緊密な連携を図り、愛知目標や「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（Access and Benefit-Sharing）に関する名古屋議定書（以下「名古屋議定書」という。）」を始めとするCOP10決定事項の実施に向けて取り組んでいます。

また、2016年12月にメキシコ・カンクンで開催されたCOP13やそれに先立つ条約補助機関会合等の条約関連会合では、COP13ビューロー国として国際的な議論及び会合運営に積極的に参加するとともに、これら会合について開催支援を行いました。愛知目標の達成を含め、生物多様性条約に基づく取組を地球規模で推進していくためには、途上国への資金供与や技術移転、能力養成が必要であることが強く指摘されています。このため、我が国は、愛知目標の達成に向けた途上国の能力養成等を支援するため、「生物多様性日本基金」に拠出しており、条約事務局において本基金により生物多様性国家戦略の実施を支援するワークショップ開催等が進められています。

(2) 名古屋議定書

COP10において採択された名古屋議定書については、関係省庁において締結に必要な国内措置を検討し、2017年1月に「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」の案を取りまとめた上で、2017年2月24日に、名古屋議定書の締結について国会の承認を求めることについて閣議決定しました。

我が国は、COP10の際に、名古屋議定書の早期発効や効果的な実施に貢献するため、地球環境ファシリティ（GEF）によって管理・運営される名古屋議定書実施基金の構想について支援を表明しており、2011

年に10億円を拠出しました。2016年12月現在、パナマ、コロンビア、フィジー、ガボン、コスタリカ、ブータン、中央アフリカ地域等の各国や地域等を対象とした13件のプロジェクトが承認され、世界52か国において国内制度の発展、遺伝資源の保全及び持続可能な利用に係る技術移転、民間セクターの参加促進等の活動が支援されています。

(3) カルタヘナ議定書及び名古屋・クアラルンプール補足議定書

国内担保法であるカルタヘナ法に基づき、議定書で求められている遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置及びカルタヘナ法の施行状況の点検を実施しました。また、「名古屋・クアラルンプール補足議定書」について、関係省庁において締結に向けた情報収集と検討を進め、カルタヘナ法の一部を改正する法案を第193回国会に提出するとともに、2017年2月24日に、名古屋・クアラルンプール補足議定書の締結について国会の承認を求めることについて閣議決定しました。

2 自然資源の持続可能な利用・管理の国際的推進

(1) SATOYAMA イニシアティブ

二次的な自然環境における自然資源の持続可能な利用と、それによる生物多様性の保全を推進するための取組である「SATOYAMA イニシアティブ」を普及しました。具体的には、「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ (IPSI)」の下で、2016年6月にペルー・クスコにおいて中南米地域会合をペルー政府との共催により開催しました。また、11月には日本・宝塚市においてIPSI第11回運営委員会を開催し、IPSI行動計画(2013-2018)の中間レビューを行い、今後のIPSI活動の方向性について討議しました。なお、IPSIの会員は2017年3月現在、16か国の政府機関を含む202団体となりました。

また、2013年に発足した、SATOYAMA イニシアティブの理念を国内において推進するための組織「SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク」により、SATOYAMA イニシアティブの国内への普及啓発、多様な主体の参加と協働による取組の促進に向け、ネットワークへの参加を呼び掛けたロゴマークや活動事例集の作成や「エコプロダクツ2016」等の各種イベントへの参加を行いました。なお、本ネットワークの会員は2017年2月現在、52地方自治体を含む108団体となりました。

(2) ワシントン条約

ワシントン条約に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の輸出入の規制に加え、同条約附属書Iに掲げる種については、種の保存法に基づき国内での譲渡し等の規制を行っています。また、2016年9～10月に開催されたワシントン条約第17回締約国会議において、条約の適切な執行のための議論に貢献しました。加えて、関係省庁、関連機関が連携・協力し、象牙の適正な取引の徹底に向けた官民協議会を設置し、取組を進めました。

(3) 保護地域に係る国際的な取組

第1回アジア国立公園会議を契機に設立された「アジア保護地域パートナーシップ (APAP)」の初代共同議長国として、同枠組みの活動を主導しました。具体的には、保護地域の協働型管理推進をテーマとした「保護地域の協働型管理に関するAPAPワークショップ」を2017年2月に神奈川県箱根町で開催しました。

3 生物多様性に関わる国際協力の推進

(1) ラムサール条約

国内に50か所あるラムサール条約湿地における普及啓発活動を、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議等の関係者と共に進めました。また、カンボジアに対して、ラムサール条約湿地の新規登録に向けた協力

を行いました。

(2) アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全

東アジア・オーストラリア地域の渡り性水鳥及びその生息地の保全を目的とする国際的連携・協力のための枠組み「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ (EAAFP)」の下に設置されている渡り性水鳥重要生息地ネットワークに「東よか干潟」(佐賀県佐賀市)が新たに参加し、国内のネットワーク参加地は33か所になりました。ネットワーク参加地のうち、ツル類の生息地を対象として、関係自治体・団体間の交流促進事業を行いました。また、2017年1月にシンガポールにおいて開催されたEAAFP第9回パートナー会議では、日本からも積極的に議論に参加し、EAAFPの実施の基盤となる今後10年間の戦略計画を2年後の次回会議で採択することを目指して作業を進めることなどが決定しました。

(3) 二国間渡り鳥条約・協定

米国、ロシア、オーストラリア、中国及び韓国との二国間の渡り鳥条約等に基づき、ズグロカモメに関する共同調査等を引き続き実施するとともに、2016年10月に豪州・ケアンズにおいて、オーストラリア、中国及び韓国との間で二国間渡り鳥保護協定等会議を開催しました。会議では、渡り鳥の保全施策等に関する意見・情報交換を行い、渡り鳥保全のための協力を推進することを確認しました。

(4) 国際的なサンゴ礁保全の取組

2016年11月に、フランス・パリで開催された国際サンゴ礁イニシアティブ (ICRI) 第31回総会に出席し、地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク (GCRMN) の今後の活動に関する議論や日本の取組の報告等を行いました。また、2017年2月に、シンガポールでGCRMN東アジア会合を開催し、東アジア地域におけるサンゴ礁生態系モニタリングデータの地域解析の進め方について議論を行いました。

(5) 持続可能な森林経営と違法伐採対策

世界の森林は、陸地の約31%を占め、面積は約40億haに及びます。植林等による増加分を差し引いた森林減少の面積は、2010年から2015までの5年間では、1990年代に比べて約半分に低下しているものの、依然として森林減少が続いています。地球温暖化や生物多様性の損失に深刻な影響を与える森林減少・劣化を抑制するためには、持続可能な森林経営を推進する必要があります。我が国は、持続可能な森林経営の推進に向けた国際的な議論に参画・貢献するとともに、関係各国、各国際機関等と連携を図るなどして森林・林業分野の国際的な政策対話を推進しています。

2015年5月の第11回国連森林フォーラム (UNFF11) において、「森林に関する国際的な枠組 (IAF)」を強化し、2030年まで延長することなどが決定されるとともに、2017年1月のUNFF特別会合において、2030年までに達成すべき目標・ターゲットを盛り込んだ国連森林戦略計画2017-2030が採択されました。

2016年11月に神奈川県横浜市で開催された第52回国際熱帯木材機関 (ITTO) 理事会では、持続可能な森林経営と熱帯木材の適正な貿易の推進に向け、運営や予算の議論が行われたほか、新事務局長が選出されました。

また、特に持続可能な森林経営の阻害要因の一つとなっている違法伐採への対策として、我が国では、グリーン購入法に基づき、国等の機関で合法性が証明された木材・木材製品等の調達を推進するとともに、地方公共団体や民間事業者等に対する普及等を行っています。

さらに、森林の減少及び土地利用の変化に伴う温室効果ガス排出量は世界全体の人為的な排出量の約1割を占めるとされており、2015年12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議で採択された、2020年以降の新たな国際枠組みであるパリ協定においては、森林を含む吸収源の保全及び強化に取り組むこと (5条1項) に加え、途上国の森林減少及び劣化に由来する温室効果ガスの排出の削減等 (REDD+) の実施及び支援を推奨すること (同2項) などが定められました。また、同会合で

REDD+に関する三つの締約国会議決定（非炭素便益、非市場アプローチ、セーフガード）が採択され、条約の下でのREDD+方法論の検討が終了しました。

4 世界的に重要な地域の保全管理の推進

(1) 世界遺産条約

我が国では、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）に基づき、屋久島、白神山、知床及び小笠原諸島の4地域が自然遺産として世界遺産一覧表に記載されています。これらの世界自然遺産については、遺産地域ごとに関係省庁・地方公共団体・地元関係者からなる地域連絡会議と専門家による科学委員会を開催しており、関係者の連携によって適正な保全・管理を実施しました。小笠原諸島については、世界遺産委員会の勧告を踏まえ、外来種対策を推進しており、侵略的外来種であるグリーンアノールや、陸産貝類に深刻な影響を与えているクマネズミについて、引き続き、関係者の協働により重点的に防除対策を実施しました。また、知床については、世界遺産委員会の勧告・要請事項に対応するため、関係省庁及び関係地方公共団体等が連携し、専門家による科学委員会で、科学的検討を行い、2016年11月に世界遺産センターへ保全状況報告書を提出しました。

世界自然遺産の国内候補地である奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島については、専門家による科学委員会や、地域との情報共有や合意形成の場である地域連絡会議を開催し、2017年2月に自然遺産として、世界遺産一覧表へ記載するための推薦書を世界遺産センターへ提出しました。

(2) 生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）

「生物圏保存地域」（Biosphere Reserves、以下「BR」という。）は、ユネスコの「人間と生物圏（Man and the Biosphere（MAB）計画）」の枠組みに基づいて国際的に認定された地域で、生態系の保全と持続可能な地域資源の利活用の調和を目的としています。なお、「ユネスコエコパーク」は、我が国での通称です。

BRは、「保存機能（生物多様性の保全）」、「学術的研究支援」及び「経済と社会の発展」の三つの機能を発揮するため、ゾーニングとして、法律等に基づいて厳格に保護される「核心地域」、核心地域を保護するための緩衝的な機能を有し、保全目標と両立する活動のみ行える「緩衝地域」、及び持続可能な地域資源の利活用が展開・促進される「移行地域」の設定が求められており、核心地域と緩衝地域については、国立・国定公園や国有林の保護林等として保全されており、現在の登録総数は120か国、669地域（2017年3月現在）です。現在、志賀高原（長野県・群馬県）、白山（富山県・石川県・福井県・岐阜県）、大台ヶ原・大峯山・大杉谷（奈良県・三重県）、屋久島・口永良部島（鹿児島県）、綾（宮崎県）、只見（福島県）及び南アルプス（山梨県・長野県・静岡県）の7地域がBRに登録され、豊かな自然環境を保全するとともに、それぞれの自然や文化の特徴をいかした地域づくりが積極的に進められています。また、2016年9月には、祖母・傾・大崩（大分県・宮崎県）及びみなかみ（群馬県・新潟県）が新たなBR候補地としてユネスコに推薦書が提出されました。

(3) ユネスコ世界ジオパーク

「ユネスコ世界ジオパーク」は、ユネスコの「国際地質科学ジオパーク計画（International Geoscience and Geoparks Program）」の枠組みに基づいて国際的に認定された地域で、地層、岩石、地形、火山、断層など、地質学的な遺産を保護し、研究に活用するとともに、自然と人間とのかかわりを理解する場所として整備し、科学教育や防災教育の場とするほか、新たな観光資源として地域の振興にいかすことを目的としています。

現在日本からは、洞爺湖有珠山（北海道）、アポイ岳（北海道）、糸魚川（新潟県）、山陰海岸（京都府・兵庫県・鳥取県）、隠岐（島根県）、室戸（高知県）、島原半島（長崎県）、阿蘇（熊本県）の8地域がユネスコ

コ世界ジオパークとして認定されています。ユネスコ世界ジオパークにおいて、国立公園や日本ジオパークの取組と連携して、公園施設の整備、シンポジウムの開催、学習教材・プログラム作り、エコツアーガイド養成等を行いました。

(4) 世界農業遺産等

世界農業遺産は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形作られてきた伝統的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化、ランドスケープ、生物多様性等が一体となった世界的に重要な農林水産業システムをFAOが認定するものであり、我が国では、現在8地域が認定されています。これらの地域では、保全計画に基づき、農林水産業システムに関わる生物多様性の保全等に取り組んでいます。世界農業遺産の拡大に向けた取組を推進するとともに、こうした取組を更に盛り上げていくため、世界農業遺産の国内版として2016年4月に日本農業遺産を創設し、2017年3月に8地域を日本農業遺産として初めて認定しました。さらに、3地域の世界農業遺産への申請を承認しました。

(5) 砂漠化への対処

砂漠化とは、国連の砂漠化対処条約（UNCCD）（1996年発効）において、「乾燥地域における土地の劣化」と定義されています。砂漠化の原因として、気候的要因のほか、過放牧、過耕作、過度の薪炭材採取による森林減少、不適切な灌漑による塩分集積等が挙げられます。その背景には、開発途上国における人口増加、貧困、市場経済の進展等の様々な社会的・経済的要因が関係しています。

UNCCDでは、加盟している開発途上国は砂漠化対処のための行動計画を作成し、先進国がその支援を行うことで砂漠化対策に取り組むこととされています。我が国も締約国会議に参画・貢献するとともに関係各国、各国際機関等と連携を図りつつ国際的な取組を推進しています。2016年度は、モンゴルにおける住民参加による持続可能な牧草地利用等検討事業のフォローアップとして、モンゴル及び日本において国際シンポジウムを開催しました。また、米国に次ぐ規模の拠出国として条約活動を支援しています。

(6) 南極地域の環境の保護

南極地域は、近年、基地活動や観光利用の増加による環境影響の増大も懸念されています。

南極の環境保護に向けた国際的な取組は、南極の平和的利用と科学的調査における国際協力の推進のため南極条約（1961年発効）の下で定められた、南極の環境や生態系の保護を目的とする「環境保護に関する南極条約議定書」（1998年発効）により進められています。

我が国は、南極条約の締約国として、環境保護に関する南極条約議定書を適切に実施するため制定された南極地域の環境の保護に関する法律（平成9年法律第61号）に基づき、南極地域における観測、観光、取材等に対する確認制度等を運用するとともに、環境省のウェブサイト等を通じて南極地域の環境保護に関する普及啓発、指導等を行いました。また、2016年5月にチリで開催された第38回南極条約協議国会議に参加し、環境影響評価ガイドラインの改訂や、南極特別保護地区等の管理計画等、南極における環境の保護の方策について議論を行いました。また、職員が第58次南極地域観測隊に同行し、基地活動による南極地域の環境への影響を確認しました。

第6節 科学的基盤を強化し、政策に結び付ける取組

1 基礎的データの整備

(1) 自然環境調査とモニタリング

我が国では、全国的な観点から植生や野生動物の分布など自然環境の状況を面的に調査する自然環境保全基礎調査のほか、様々な生態系のタイプごとに自然環境の量的・質的な変化を定点で長期的に調査する「モニタリングサイト1000」等を通じて、全国の自然環境の現状及び変化状況を把握しています。

自然環境保全基礎調査における植生調査では、詳細な現地調査に基づく植生データを収集整理した1/2.5万現存植生図を作成しており、我が国の生物多様性の状況を示す重要な基礎情報となっています。2016年度までに、全国の約80%に当たる地域の植生図の作成を完了しました。また、砂浜・泥浜の面積等の変化状況やクマ等の野生鳥獣の生息分布状況の調査を実施しています。

モニタリングサイト1000では、高山帯、森林・草原、里地里山、陸水域（湖沼及び湿原）、沿岸域（磯、干潟、アマモ場、藻場及びサンゴ礁等）、小島嶼^{しよ}について、生態系タイプごとに定めた調査項目及び調査方法により、合計約1,000か所の調査サイトにおいて、モニタリング調査を実施し、その成果を公表しています。また、得られたデータは5年ごとに分析等を加え、取りまとめて公表しており、第3期の取りまとめに向けた検討を進めています。

また、インターネットを使って、全国の生物多様性データを収集し、提供するシステム「いきものログ」(<https://ikilog.biodic.go.jp/>)により、2016年度末時点で450万件を超える全国の生物多様性データが収集され、地方公共団体を始めとする様々な主体で活用されています。

(2) 地球規模のデータ整備や研究等

地球規模での生物多様性保全に必要な科学的基盤の強化のため、アジア太平洋地域の生物多様性観測・モニタリングデータの収集・統合化等を推進する「アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク（AP-BON）」のワークショップを2016年9月に台湾で開催しました。また、第9回全球地球観測システム（GEOSS）アジア太平洋シンポジウムにおいて、AP-BON分科会を2017年1月に東京で開催しました。さらに、東・東南アジア地域での生物多様性の保全と持続可能な利用のための生物多様性情報整備と分類学能力の向上を目的とする「東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ（ESABII）」を推進するため、ワシントン条約附属書掲載種の識別研修及び分類学能力構築の研修等を実施しました。

研究開発の取組としては、独立行政法人国立科学博物館において、「ミャンマーを中心とした東南アジア生物相のインベントリーー日本列島の南方系生物のルーツを探るー」、「日本の生物多様性ホットスポットの構造に関する研究」等の調査研究を推進するとともに、約440万点の登録標本を保管し、これらの情報をインターネットで広く公開しました（<http://www.kahaku.go.jp/research/>）。また、地球規模生物多様性情報機構（GBIF）の活動を支援するとともに、GBIF日本ノード（データ提供拠点）である独立行政法人国立科学博物館及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所と連携しながら、生物多様性情報をGBIFに提供しました。

2 科学と政策の結び付きの強化

生物多様性及び生態系サービスに関する科学と政策の連携の強化を目的として設立された「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間の科学及び政策プラットフォーム（IPBES）」の事務局の機能の一部である、アジア・オセアニア地域の生物多様性及び生態系サービスに関する評価の技術支援機関（TSU）が我が国に設置されており、2016年5月にアセスメントの第一原稿が取りまとめられました。また、IPBESの

総会第5回会合が、2017年3月にドイツ・ボンで開催されました。同会合では、2014年から5か年の作業計画の実施状況の確認及び次期作業計画開始に向けた議論が行われ、我が国はIPBESの国際的な議論に積極的に参画するとともに、IPBES作業計画に我が国の知見を効果的にインプットし作業計画に貢献するため、IPBESに関わる国内専門家及び関係省庁間における国内連絡会を2016年8月及び2017年3月に開催しました。

3 生物多様性の観点からの気候変動の適応策の推進

保護区域での適応策検討に資するため、既存のデータ、評価ツールや手法に関する情報収集を行うとともに、大雪山国立公園をモデル地域として、今後の保護区の管理を想定しながら、それらを活用した生態系の変化予測と生態系サービスを含めた影響の予測、脆弱性評価、それらを踏まえた適応策検討の試行を行いました。

第7節 東日本大震災からの復興・再生に向けた自然共生社会づくりの取組

1 三陸復興国立公園を核としたグリーン復興

(1) 三陸復興国立公園に関する取組

青森県八戸市から福島県相馬市まで、太平洋沿岸を繋ぐ700kmを超える長距離自然歩道「みちのく潮風トレイル」については、これまで順次路線を開通しており、2017年1月に岩手県普代村から田野畑村の区間（約34km）が新たに開通しました。これによって約400kmが開通しましたが、早期に全線を開通するため、今後も路線検討を進めていきます。また、トレイルの利用を促進するための取組として、トレイルマップの配布、踏破認定制度の導入、メディアを通じたPR、イベントの開催、ウェブサイトのリニューアル等を実施しました。地震・津波による自然環境への影響の把握については、震災から5年間の変化状況を取りまとめ、過年度に地図化した「重要自然マップ」の更新等について情報発信を行いました。

(2) 公園施設の整備

三陸復興国立公園の主要な利用拠点やみちのく潮風トレイルにおいて、防災機能を強化しつつ、被災した公園利用施設の再整備や観光地の再生に資する復興のための整備を推進しました。宮城県南三陸町では、南三陸・海のビジターセンターを再整備し、2016年11月に開所しました。また、青森県及び岩手県内での三陸復興国立公園の整備について、自然環境整備交付金による支援を行いました。

2 東京電力福島第一原子力発電所の事故への対応

(1) 野生動植物への影響のモニタリング

東京電力福島第一原子力発電所の周辺地域での放射性物質による野生動植物への影響を把握するため、関係する研究機関等とも協力しながら、野生動植物の試料の採取、放射能濃度の測定、被ばく線量率の評価等を進めました。また、関連した調査を行っている他の研究機関や学識経験者、海外の研究者とも意見交換を行いました。

(2) 野生鳥獣への影響と鳥獣被害対策

東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、放射線量の高い帰還困難区域等は、原則立入禁止となりまし

た。これらの区域内では、農業生産活動等の人為活動が停滞していること、また、狩猟者の他市町村への避難等により、狩猟や被害防止目的の捕獲を行うことが難しい状況となっています。このため、イノシシ等の野生鳥獣の人里への出没が増加し、農地を掘り返したり、家屋に侵入したりする被害が発生しています。これらの鳥獣をそのまま放置すれば、住民の帰還準備や帰還後の生活、地域経済の再建に大きな支障が生じるおそれがあります。

このため、2013年度から帰還困難区域等において、イノシシなどの生息状況調査及び捕獲を開始しており、2016年度は、5町村（福島県富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）でイノシシを計588頭、4町（福島県富岡町、大熊町、双葉町、浪江町）でアライグマ、ハクビシンを計234頭捕獲しました。また、捕獲個体の最終処分に向けた処理手法を検討しました。